

## 第73回資金管理業務諮問委員会 議事録

1. 日時:平成29年2月24日(金)13時00分～15時00分
2. 場所:公益財団法人自動車リサイクル促進センター 第1・第2会議室
3. 出席者:永田委員長、大石委員、大橋委員、鬼沢委員、酒井委員、村上委員、山下委員  
以上7名出席  
その他 公益財団法人自動車リサイクル促進センター事務局(議案説明者を含む)、経済産業省・環境省担当官が出席
4. 議題:①平成29年度事業計画書(案)及び平成29年度収支予算書(案)【諮問事項】  
②平成29年度予算における公益財務基準の適合状況について【報告事項】  
③平成29年度からの特預金使途に関する事業計画(案)及び平成29年度特定再資源化預託金等の出えん(案)【諮問事項】  
④平成29年度再資源化預託金等運用計画(案)【諮問事項】  
⑤平成28年度第3四半期(4月～12月)決算報告(案)【諮問事項】  
⑥平成28年度第3四半期の運用の評価(案)【諮問事項】  
⑦資金管理法に対する平成28年度内部監査結果について【報告事項】  
⑧平成29年度業務監査人の選定に係る入札について【報告事項】

### 5. 議事録

#### (1)議題①及び②について

平成29年度事業計画書(案)及び平成29年度収支予算書(案)について、事務局から、資料3-1から資料3-7にて説明し、案のとおり承認された。平成29年度予算における公益財務基準の適合状況について、事務局から資料4にて報告した。

#### <主な意見>

##### 【委員A】

資料3-1の2ページ目に、「東日本大震災に起因する番号不明被災自動車が旧警戒区域等で新たに発生した際のリサイクル料金の預託業務については、平成28年度と同様に資金管理料金を原資として実施する」と記載があるが、平成28年度の実績及び平成29年度の見込みと、平成29年度の見込みが予算にどのように反映されているのかを教えてください。

##### 【事務局】

平成28年度の実績は約100台、金額にして約100万円である。平成29年度の見込みについては、平成28年度の実績と同程度と考えている。平成29年度の予算については、資料3-7の3ページ目の下から2行目「預託金補填支出」に計上している。

##### 【委員B】

当該箇所に番号不明被災自動車の予算台数に係る表を記載してほしい。

**【委員A】**

旧警戒区域における発生分について、①被災自動車が合計何台なのか、②そのうち、番号不明被災自動車は何台なのか、③放射能汚染という問題に対して、どのような技術的対策をとってリサイクルしているのか、という点を環境省から説明してほしい。

**【環境省】**

後日、環境省から直接又はJARC経由でデータを送付する。

**【委員B】**

資料3-1の I 基本方針の2行目の「再生資源利用の進んだ自動車等への割引制度実施に向けた検討」という記載があるが、実施が決まったわけではないため、断定的な表現には違和感を覚える。これは省いてよいのではないか。その下の「再生資源利用の進んだ自動車等のリサイクル料金割引制度の導入に向け」という記載についても、表現を修正してほしい。

**【JARC理事A】**

割引制度が実施された場合に、どのような対応が必要かを検討する点に止めた記載とする。

**【経済産業省】**

割引制度については、現在、国で検討しているところであり、何か決まっているわけではないが、検討の中で事務的な点も含めてJARCには協力いただいている。事業計画書の中で割引制度について記載するのはよいが、書きぶりについては調整する。

**【委員B】**

資料3-3の3ページ目に平成29年度の特預金の予算が対平成28年度比で400%となっているが、特預金は預託金会計の中に数字が出てくるものなのか。

**【事務局】**

特預金は出えんを行うまで、金額は把握しているが、会計上は預託金会計の中に含まれている。特預金を出えんすると決まった場合、まず預託金会計から特預金会計に出して、次に特預金会計から案件ごとに出すことになる。その旨、資料に記載する。

**【委員B】**

資料3-7の1ページ目の負担金収入について大幅な減額となっているが、メーカーの負担だけでなく、ユーザーの負担も削減されたことが分かる表現に改めてほしい。

**【委員B】**

資料3-7の4ページ目の監査費用支出について、「当年度予算説明」の箇所を読む限り、平成28年度で準備がすべて完結しているように見える。また、平成29年度予算が対平成28年度比で増加する理由が分からない。

**【事務局】**

平成29年度の会計監査人については、監査品質の向上のため、予算を増額している。その旨を資料に記載する。

## (2) 議題③について

平成 29 年度からの特預金使途に関する事業計画(案)及び平成 29 年度特定再資源化預託金等の出えん(案)について、事務局から資料 5-1 及び資料 5-2 にて説明し、案のとおり承認された。なお、経済産業省及び環境省から、リサイクル料金割引制度の検討状況に係る説明が行われた。(資料は非公開)

### <主な意見>

#### 【委員A】

資料5-1別紙2の「不法投棄・不適正保管対策への支援事業の拡充」に関して、離島における不法投棄・不適正保管という事例はまだあるのか。

#### 【事務局】

現在、離島については、10台未満の不法投棄が1件報告されているのみである。あと、離島ではないが、沖縄本島で30台規模の不適正保管が1件報告されている。

#### 【委員A】

日本が始めた非常にユニークなシステムである離島支援という視点も加えて、「不法投棄・不適正保管対策及び離島対策の支援事業の拡充」にしたらどうか。

#### 【委員B】

当該事業計画は新たな特預金の使途に関するものであり、従来から取り組んできた離島対策そのものは対象には入らないが、趣旨は活かしていくということによいか。

#### 【事務局】

資料での表現方法を検討する。

#### 【委員C】

資料5-1別紙2の「不法投棄・不適正保管対策への支援事業の拡充」に関して、「不法投棄・不適正保管台数の調査結果を検証するため、正確な状況を確認するための調査手法を検討」が、中期スケジュールにおいて具体的にどのように落とし込まれるのかを示してほしい。

#### 【委員A】

資料5-1別紙4の「大規模災害への対応」については、費用概算2,000万円に係る記載さえ除けば、資料を公開できるのではないか。

#### 【委員B】

資料は積極的に公開する方向で行くべきである。

#### 【JARC理事B】

入札金額に係る情報を抜いて、公開資料を作成する。

#### 【委員D】

平成29年度からの新たな特預金使途に関する施策として4つの事業を行うにあたり、例えば自治体への周知活動など、事業間で重複する部分があれば、同時期に実施するなどして費用削減に向けて工夫してほしい。

**【委員B】**

特預金出えんの認可申請前に、諮問委員会に諮ることになるのか。

**【事務局】**

四半期ごとに決算報告を行っているので、事業内容や予算の執行状況については決算報告の中で行う予定である。

**【委員B】**

新たな特預金の使途については、特預金出えんの認可申請前に、丁寧に説明してほしい。

(3) 議題④について

平成29年度再資源化預託金等運用計画(案)について、事務局から資料6-1及び資料6-2にて説明し、案のとおり承認された。

<主な意見>

**【委員B】**

資産構成の評価について、「残存年限10年から23年以下のプラス利回りの債券の中で、最も短い年限から取得を行っていること」を証する書類として、どのような書類を出すことができるのか。

**【事務局】**

決算報告に際して、金利と債券取得のタイミングが分かるグラフ又は表を添付する。なお、平成28年度第3四半期については、最も短い10年限しか取得していないため、資料8-1別紙にて最も短い年限から取得を行っていることを示すことができる。

(4) 議題⑤について

平成28年度第3四半期(4月～12月)決算報告(案)について、事務局から資料7-1から資料7-7にて説明し、案のとおり承認された。

(5) 議題⑥について

平成28年度第3四半期の運用の評価(案)について、事務局から資料8-1及び資料8-2にて説明し、案のとおり承認された。

<主な意見>

**【委員C】**

資料8-1の2ページ目に「352億円のうち316億円を年限10年から24年の債券取得に充てた」という記載があるが、第3四半期は年限10年の債券しか取得していないのであれば、「年限10年の債券取得に充てた」という記載の方が適当ではないか。

(6) 議題⑦について

資金管理法人に対する平成28年度内部監査結果について、事務局から資料9-1から資料9-3にて説明し、案のとおり承認された。

<主な意見>

【委員B】

資料9-3に挙げられている資料の項目は、数が少な過ぎるという印象である。もし整備が足りないのであれば、「未整備」「整備中」ということを明示する必要がある。また、業務監査に係る資料だけでなく、会計監査に係る資料もあるはずである。財団全体の運用体制の透明化という観点からも、追加で調べてほしい。

(7) 議題⑧について

平成29年度業務監査人の選定に係る入札について、事務局から資料10にて説明し、案のとおり承認された。

<主な意見>

【委員B】

資料10に「参加資格は一般法第177条において準用する第68条に定める資格を有する監査法人であること」という記載があるが、具体的にどのような資格を指すのかについて、注記を入れてほしい。

【監査室】

第68条は会計監査人の資格等について、会計監査人は公認会計士又は監査法人でなければならないと規定している。また、会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを一般社団法人に通知しなければならないと規定している。

【委員B】

資料10の「決裁の方式」において、「業務監査人選定委員会が応札書を確認のうえ」という表現があるが、選定主体をはっきりさせるため、「業務監査人選定委員会が選定し」という表現の方がよい。

【委員E】

資料10の「評価の方式」において、「人的資質」を含めて総合的に判断するとあるが、人的資質はどのように見るのか。

【監査室】

例えば、「何年間、監査の業務に従事しているか」「公益法人の会計監査にどれくらい関与した経験があるか」等という観点から、各業務監査人について見ていくつもりである。

**【委員B】**

資料10別紙2の3ページ目に「公益法人に対する会計監査等の監査実績が豊富であること」という記載があるが、何社くらいが該当するという見込みなのか。

**【監査室】**

10社くらいは該当する見込みである。

**【JARC理事A】**

JARCは1兆円近いお金を扱っているため、中小の監査法人の中には臆するところすらある。また、監査結果はホームページで公開することとなるが、公開を嫌って大手の監査法人ですら、公募に対して応じないところもあると思われる。

**【委員B】**

「公益法人の監査実績がある監査法人は何社くらいあるのか」「何社くらいに応札してもらいたいのか」等のバランスを見極めたうえで、進めてほしい。

以上